

## 主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（平成22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日にA会社（以下「会社」という。）に入社し、平成○年○月末まではB所在のC営業所、平成○年○月○日からはD所在のE営業所に配属され、自動販売機（以下「自販機」という。）への商品の補充や売上金の回収等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日午後○時○分頃、会社敷地内の建物屋上から飛び降り死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円としてこれらを支給する旨の処分（以下「前々回処分」という。）をした。

請求人は、前々回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、同処分を取り消す旨の決定をしたので、監督署長は、平成○年○月○日付けで給付基礎日額を○円と算定し、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、同処分を取り消す旨の決定をしたので、監督署長は、平成○年

○月○日付けで給付基礎日額を○円と算定し、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した○円を超えるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同法第12条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきものと思料する。

（2）監督署長は、業務上外の判断のための調査において、被災者のE営業所当時（平成○年○月及び○月）の勤務実態をもってC営業所当時（平成○年○月及び○月）の休憩時間を30分と推認しているところ、本件処分においては、被災者のC営業所当時の自販機への訪問時刻の間隔が開いていたこと、及び当時の上司Fが被災者の車両に同乗したとき1時間は休憩をとっていた旨申述して

いることを根拠として、被災者のC営業所当時の休憩時間を1時間と推認していることが認められる。

しかしながら、当審査会において関係資料を精査したところ、被災者の自販機への訪問時刻の間隔が開いていたのは、同じビルの複数の自販機データを先に受信し、その後に商品を車両から自販機に運び作業をしていたことによるものと認められ、また、Fは被災者に同乗したときに1時間の休憩はとっていた旨を申述しているが、平成〇年〇月から平成〇年〇月末までの間のF S明細において、Fが被災者の車両に同乗したとの記録は確認できず、いずれも被災者の休憩時間を1時間と推認するに足る客観的な根拠とはなり得ないものであると判断する。すると、当初の監督署長の判断を否定する特段の根拠はないことになり、当審査会としては、本件給付基礎日額の算定においても、被災者のC営業所当時の休憩時間を30分と推認した当初の監督署長の判断どおりとすることが妥当であると判断する。

(3) 次に、営業手当については、賃金規則で本給とされており、時間外手当算定の基礎賃金にも含まれることから、営業手当を固定残業代とする取扱いは論理的に矛盾するものとなる。平成〇年〇月〇日実施の賃金規則では、この点を補足する注釈が付けられてはいるものの、同規則においても役割給A（旧営業手当）は本給とされていることから、やはり固定残業代とみなすことはできない。

(4) さらに、時間外手当の算定についても、賃金規則上も実際の取扱いにおいても法定内残業と法定外残業を区別していないことから、法定内残業についても同規則に従って算定すべきものである。

(5) 一方、コミッションは、出来高払制の賃金と認められることから、時間外手当の算定については、その総額を総労働時間数で除し時間外労働時間数を乗じた金額に0.25を乗じて算定すべきものであり、1.25を乗じて算定すべきであるとの請求人らの主張は、1.0に該当する部分は既にコミッションのなかに含まれていることから、採用できない。

(6) 以上のとおり、本件においては、給付基礎日額に時間外手当等が正しく算入されておらず、これを加算すると、監督署長において算定した〇円を超えることは明らかである。

3 以上のとおりであるので、監督署長の本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。